

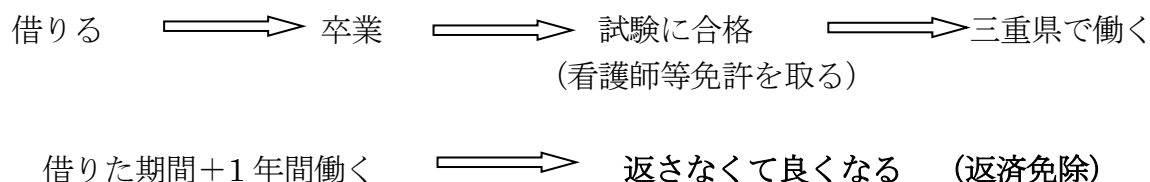
1 修学資金貸与の概要

三重県の病院等で働きたい方は、修学資金が借りられます

(1) 修学資金の目的

県内における看護職員の充実を図るため、看護系大学に在学（就業義務を課す他の貸付金等を受けている方または受けようとする方、県内の大学に在学している方については、県内出身の方を除く）し、卒業後に県内で、下記の一覧の1または2の施設において、看護職員の業務に従事しようとする方に対して修学資金が貸与されます。

(2) 修学資金の流れ



(3) お金を返さなくてよくなるには（返済免除条件）

- ① 卒業後1年以内に看護師等免許を取得する。
- ② 県内の下記の「返済免除の対象病院等」で勤務する。
- ③ 決められた年数を勤務する。
「返済免除の対象病院等」で借りた期間+1年間勤務する。
※例えば、大学4年であれば、+1年で5年間務めれば良い

(4) その他

詳しくは、次のページ以降をご確認ください

○ 返済免除の対象病院等

三重県の病院・診療所（クリニック）

※病院・診療所（クリニック）の規模等は問いません。

※次の1または2に該当する県内の施設を「指定機関等」といいます。

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

※ご不明な点は、裏表紙に記載の事務担当にお問い合わせください。